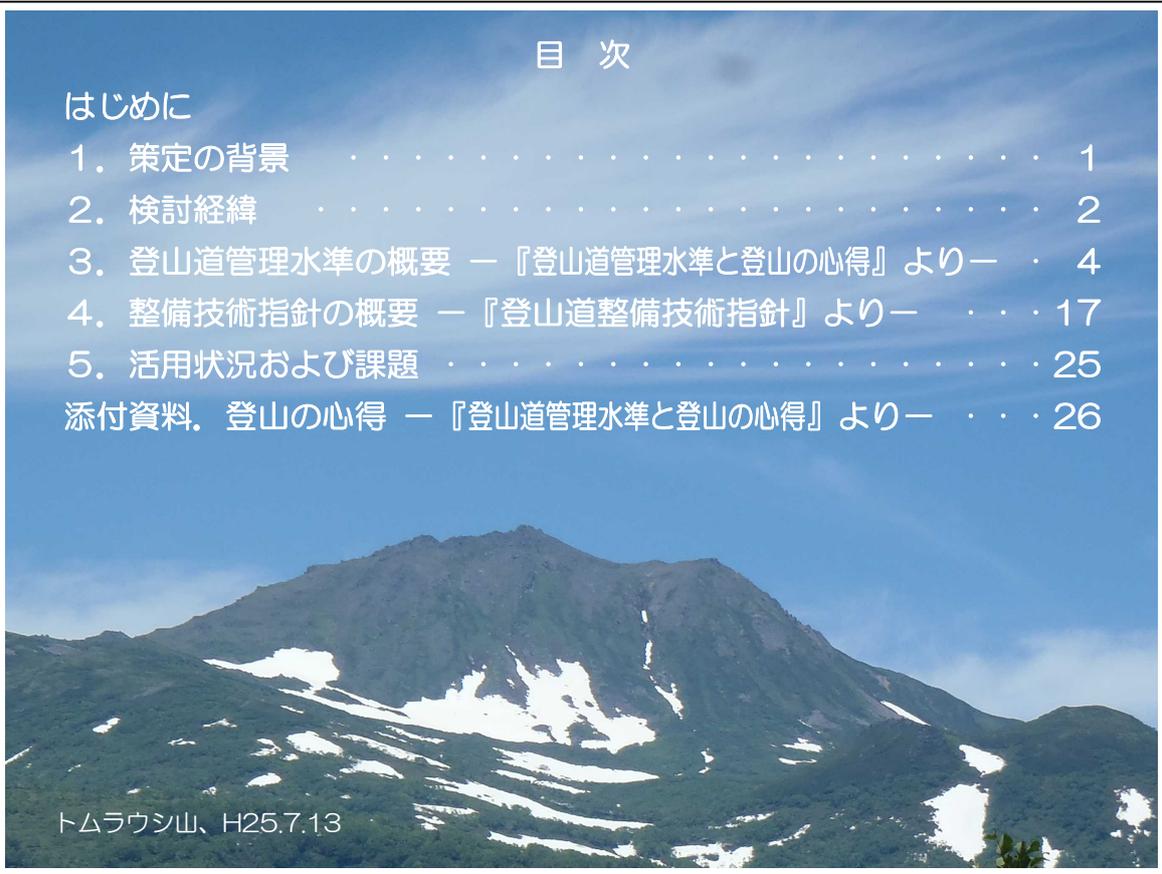


大雪山国立公園における登山道管理水準等検討会 (第1回)

『登山道管理水準と整備技術指針について』

(抜粋)

目次	
はじめに	
1. 策定の背景	1
2. 検討経緯	2
3. 登山道管理水準の概要 — 『登山道管理水準と登山の心得』 より—	4
4. 整備技術指針の概要 — 『登山道整備技術指針』 より—	17
5. 活用状況および課題	25
添付資料. 登山の心得 — 『登山道管理水準と登山の心得』 より—	26

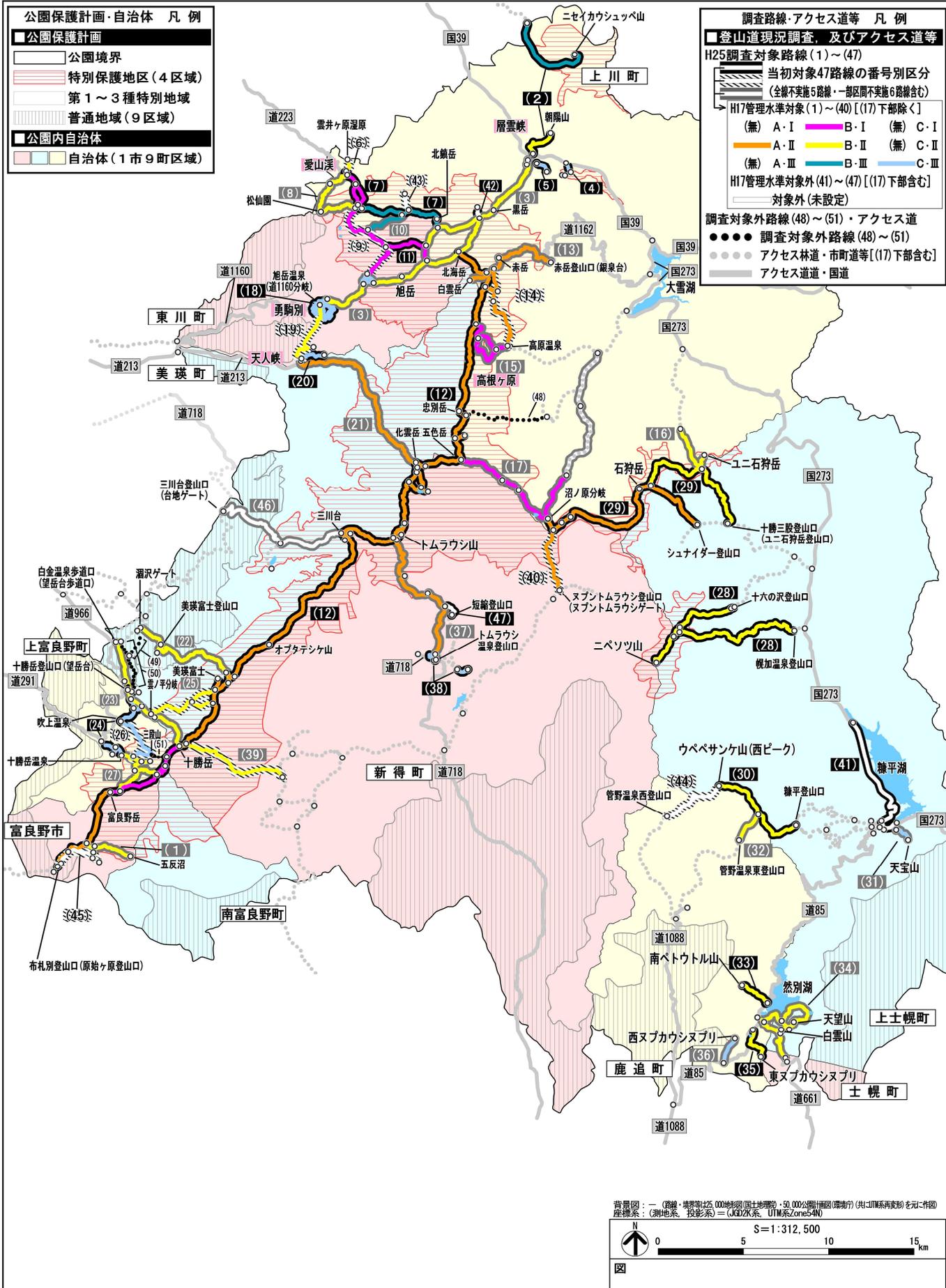


トムラウシ山、H25.7.13

平成25年12月

環境省北海道地方環境事務所
株式会社 ニュージェック

— 大雪山国立公園における登山道等の概要 —



はじめに — 本資料の内容 —

大雪山国立公園においては、平成13年度から登山道の現況調査、登山道管理水準や整備技術指針等の検討を行い、平成16年度に『登山道整備技術指針』、平成17年度に『登山道管理水準と登山の心得』を得た。しかし作成から数年を経て、登山道管理水準や整備技術指針が日常的な維持管理において必ずしも活用されていない状況が認識されている。

本資料は、これらの見直しに向けて、その検討経緯、概要、課題をとりまとめた。

1. 策定の背景

近年、国立公園等の山岳地域において、

- 登山道の侵食
- 登山道沿いの植生の荒廃
- 中高年登山者や未熟・軽装登山者の増加などによる遭難事故の多発

といった様々な問題が発生している。

殊に大雪山国立公園は原始性の高い自然環境が残された地域であり、貴重な山岳資源を有しているが、

- 積雪・降雨等、厳しい自然条件
- 雪解け時の利用

が重なって生じている侵食・荒廃は、その自然環境・山岳資源に影響を与えており、その解消は急務であり、対策の検討が必要である。

また、大雪山国立公園は、

- 有人の山小屋が極めて少ない
- アクセスが比較的困難

といったことから、本州等の登山利用に比べ高い登山レベルが必要である。

中高年登山者や未熟・軽装登山者の増加の傾向に対して、自然環境への人為的な影響、登山者の安全性という両面から対策の検討が必要である。

一方、国立公園の利用計画上の「道路（歩道）」である登山道は、基本的には一般利用者の自由利用が原則であることから、

- 登山のタイプ区分や利用の調整は行われてない
- 管理・整備水準が定められていない
- 施工技術や管理責任の所在が必ずしも明確でない

といった状況にある。

以上のような対策の必要性和管理の現状より、登山道の整備・維持管理に関する水準や指針等が早急に求められることとなった。

2. 検討経緯（以下、右図を参照）

①環境省では、全国レベルとして、平成13年度に、「国立・国定公園における登山道のあり方検討調査」の成果をとりまとめ、登山道の整備や維持管理等に関する基本的な考え方と対応策等を示した。管理水準としては、概ねルートの難易度に応じ3段階の登山道レベル1～3を提示した。

なおこの中では、ケーススタディとして愛山溪地区で石組等の試験施工を実施した。

②大雪山国立公園においては、平成13年度から平成15年度にかけて、全路線を対象に登山道の現況調査を実施した。現在、同様の調査を実施・結果整理中である。

③～⑤平成14年度から平成15年度にかけて、旭岳温泉付近と愛山溪付近をモデル地区・路線に設定し、上記までの成果を活用しながら、

- 植物植生の現状や踏圧等による破壊、地形地質の現状や残雪状況、融雪による崩壊等といった自然要因についての調査
- 登山者カウンタや入林届の集計、登山者アンケートといった利用要因についての調査
- 路線特性を反映させるため、管理水準や路線の細分化といった検討を進めた。

⑥平成16年度の管理水準の検討では、

- 管理水準は、保護・体験および保全対策ランクの2つの要因を用い、9区分とした。
- また、実際の登山道管理の運用に向け、現状の利用・管理状態を理想のそれに近づける対応策の方向性として、利用程度と管理程度から構成する指標を設定した。
- 登山道路線を区間に細分し、管理水準・対応策の方向性の区間への適用案を検討した。

⑦平成16年度に並行して進めた整備指針の検討では、大雪山国立公園にふさわしい●整備の基本方針を設定し、●保全修復工法、●整備・管理体制等について検討した。

⑧この整備指針は、『登山道整備技術指針』として冊子化した。

⑨～⑩平成17年度には、以上までの成果を踏まえ、

- 管理水準の登山道の区間への適用案、および、新たに作成した利用ルール案について、関係者の意見を集約し、最終の管理水準とルールを策定した。
- その上で登山道および付帯する避難小屋等について、管理水準に沿って整備方針を設定し、登山道・施設毎に「整備方針調書」に整理した。
- また、整備指針の検討で示された試行検証16箇所を実施した上で、「保全修復カルテ」に修復内容を整理した。なお平成18年度以降も、姿見の池から愛山溪方面を中心に整備・保全修復を行っている。

⑪管理水準とルールは、『登山道管理水準と登山の心得』として冊子化した。

⑫なお、平成17年度から平成19年度にかけては、管理計画の改定作業を進め、上記の成果も踏まえながら、●現行の『管理計画書』を策定した。

⑬～⑭また、平成21年度から平成23年度にかけては、●整備・維持管理体制についての共通認識づくり・仕組みの確立を目指す検討を行い、問題点等のアンケートの実施、情報交換会や講習会の開催がなされた（平成24年度以降も実施）。この中で管理水準と技術指針が、日常的な維持管理において必ずしも活用されていない状況が認識された。

⑮ヒアリング等で得られた意見も踏まえ、●『管理水準』と『技術指針』のポイントをまとめるとともに事例等を付加し、『作業教本』として携行しやすい形で冊子化した。

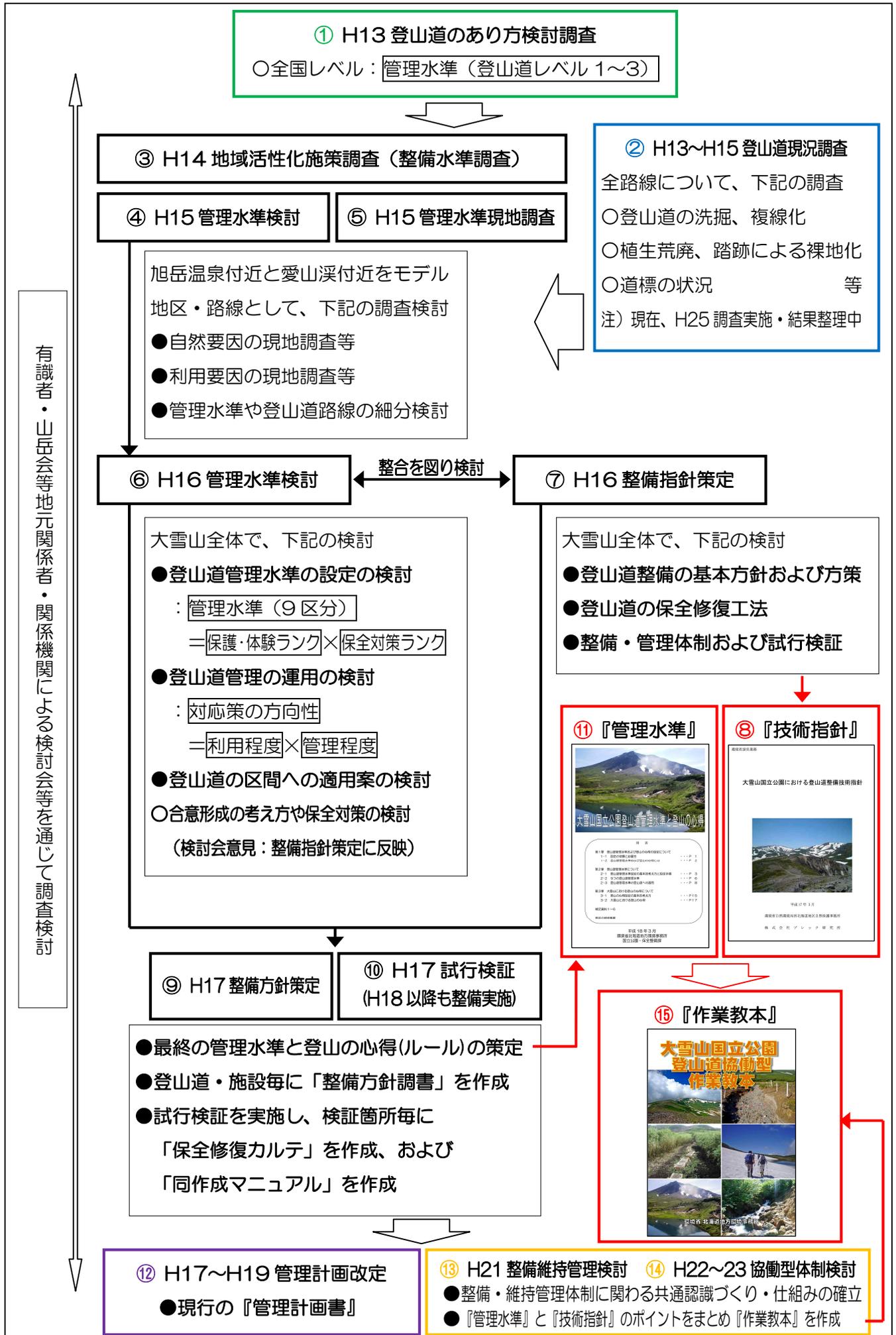


図. 登山道管理水準と整備技術指針の検討経緯

3. 登山道管理水準の概要 — 『登山道管理水準と登山の心得』より—

3-1. 『登山道管理水準と登山の心得』の構成と作成の目的

『登山道管理水準と登山の心得』の構成と作成の目的— 登山道管理水準および登山の心得とは —は次のとおりである。

背景と必要性は先に述べた。以下、管理水準の設定と適用の内容を簡略に示す。

なお、登山の心得（ルール）は添付資料に示す。

— 構成（目次） —

第1章 登山道管理水準および登山の心得の設定について

1-1 設定の背景と必要性

1-2 登山道管理水準および登山の心得とは

第2章 登山道管理水準について

2-1 登山道管理水準設定の基本的考え方と設定手順

2-2 9つの登山道管理水準

2-3 登山道管理水準の登山道への適用

第3章 大雪山における登山の心得について

3-1 登山の心得設定の基本的考え方

3-2 大雪山における登山の心得

補足資料1～6
策定の経緯概要



目次	
第1章 登山道管理水準および登山の心得の設定について	
1-1 設定の背景と必要性	・・・P 1
1-2 登山道管理水準および登山の心得とは	・・・P 2
第2章 登山道管理水準について	
2-1 登山道管理水準設定の基本的考え方と設定手順	・・・P 3
2-2 9つの登山道管理水準	・・・P 6
2-3 登山道管理水準の登山道への適用	・・・P 8
第3章 大雪山における登山の心得について	
3-1 登山の心得設定の基本的考え方	・・・P 15
3-2 大雪山における登山の心得	・・・P 17
補足資料1～6	
策定の経緯概要	

平成18年3月
環境省北海道地方環境事務所
国立公園・保全整備課

— 登山道管理水準および登山の心得とは —

ここで定める登山道管理水準とは、大雪山国立公園において利用の中心施設である登山道の管理のあり方を定めるものです。一元的な管理でなく、大雪山特有の自然条件、利用状況等を勘案し、登山道の区間ごとの地域特性に応じた複数の管理のやり方（管理水準）を定めるものです。

大雪山には関連する法令があり、それらの遵守は登山者に義務づけられています。一方、登山の心得とは、登山する場所の地域特性に配慮して登山者側に守って欲しい基本的な事柄を指します。尚、登山の心得は登山道管理水準ごとに細かく定められるべきものですが、ここでは共通して守っていただくものだけを抽出しました。

管理者が管理水準を保つことと、利用者が登山の心得を守ることによって大雪山国立公園において持続的な自然環境の保護と利用の確保を図ろうとすることを目的としています。（図1-1参照）。

登山道管理水準も登山の心得も、現時点で得られる科学的知見や関係者の意見を基に作成したものであり、今後新しい知見の蓄積に応じて順次見直しを行います。

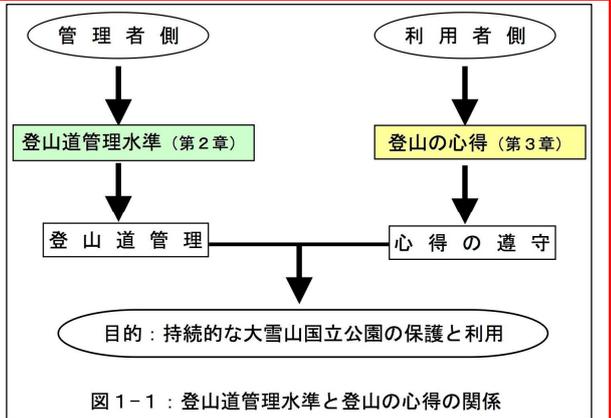


図1-1：登山道管理水準と登山の心得の関係

図1-1：登山道管理水準と登山の心得の関係